

（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン〔原案〕概要

～第四期帯広市障害者計画・第七期帯広市障害福祉計画・第三期帯広市障害児福祉計画～

令和5年11月20日
厚生委員会提出資料

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨及び目的

本計画は、これまで個別に策定していた帯広市障害者計画・帯広市障害福祉計画・帯広市障害児福祉計画を1つの計画に統合し、理念や計画期間の統一を図ったものであり、社会環境の変化や取り組み状況等を踏まえながら、障害のある人に対する施策の推進に必要なサービス量の確保の方策を示すために策定する。

障害のある人もない人もまちづくりに参加する姿をイメージして、名称を「**帯広市障害者共生まちづくりプラン**」とする。

2 計画の位置付け

障害者福祉に関する分野計画として、第七期帯広市総合計画に即して策定するほか、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく基本的な計画として位置付ける。

また、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害のある人や発達に不安のある児童の支援に必要とされる障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業などのサービス量を見込み、提供体制の確保の方策を示す。

3 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。ただし、サービス等の見込量などについては、令和8年度に見直しを行う。

第2章 障害のある人の状況について

1 障害のある人について

本計画における障害のある人とは、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・難病のある、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人を対象とする。

2 障害のある人の推移

本市が把握している障害のある人の数は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を合わせて13,230人、難病まで含めると15,033人（令和4年度末現在）。身体障害のある人は減少傾向にあり、精神障害・知的障害のある人、難病患者は増加傾向にある。

3 市民からの意見聴取

（1）市民アンケート（抜粋）

障害のない人	<ul style="list-style-type: none">「障害のある人が身近にいない」とする回答が多い。市の普及啓発の取り組みの認知度が低い傾向にある。
障害のある人	<ul style="list-style-type: none">差別や偏見、社会的な障壁を感じている人が一定数存在する。障害種別が重複する人では施設入所を希望する人が多い傾向にある。生涯学習活動を行っている人はまだ全体数から見ると少ない。
お世話をしている人	<ul style="list-style-type: none">中学生や小学生以下も含まれている。お世話をすることで、身体的な疲労や精神的な不調をきたすことがあるという回答が多い。

（2）市民意見交換会・関係団体等ヒアリング（抜粋）

普及啓発に関すること	<ul style="list-style-type: none">障害のある人と接する機会がない。学校における交流・体験を通じた障害者理解に関する教育への期待が大きい。障害のある人も役割を持って参加できるコミュニティがあればいい。
支援体制に関すること	<ul style="list-style-type: none">ライフステージや児童・医療・福祉・就労等の分野において支援の切れ目を感じる。災害時まで見越した医療的ケア児者への支援の充実を希望する。ケアラーへの支援が必要である。
社会参加に関すること	<ul style="list-style-type: none">障害のある人が気軽に参加できるイベントの開催や、こうしたイベントの情報提供が必要である。在宅でも就労できるような多様な働き方の実現や企業における障害者雇用への理解促進に期待する。

第3章 前計画の取り組み状況と課題

基本的視点1 障害と障害のある人に対する理解の促進

【主な取り組み】

- 障害者週間記念事業や出前講座、ヘルプマークの普及などの啓発活動
- 市民活動プラザ六中における交流・支え合い活動への支援
- 差別解消の周知啓発や虐待に係る関係機関とのネットワーク構築

【課題】

- 理解や交流のさらなる促進
- 差別意識の解消・障害者への虐待防止



基本的視点2 日常生活における相談や支援の充実

【主な取り組み】

- 相談支援専門員等関係者が個別の支援を検討するケア会議の開催
- 地域で身近に困りごとや悩みなどの相談を受け付ける窓口の開設
- 乳幼児健診や家庭訪問、こども発達相談室での相談対応
- 帯広市地域自立支援協議会内に医療的ケア児等支援検討部会を設置
- 外出が困難な障害児への居宅訪問型児童発達支援事業所の確保

【課題】

- 介護者の負担軽減や多様化・複合化する問題の解決
- 障害や発達に心配のある子どもへの適切な療育の提供
- 医療的ケアを必要とする児童やその家族が安心して生活できる体制



基本的視点3 自立した地域生活への支援の充実

【主な取り組み】

- バリアフリーマップの作成
- スポーツ団体の活動周知や生涯学習講座への受講支援
- 就労系サービスの提供体制の確保や事業所の職員のスキルアップ
- 障害者雇用に関する好事例の収集や企業訪問の実施

【課題】

- バリアフリー化
- 平時からの備えを意識した災害対策
- 社会との関わりが継続的に保てる支援
- 一般就労に係るアセスメントや課題解決に向けた協議の場の設置



第4章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

障害のある人への理解や配慮を基礎とした第三期障害者計画の理念を引継ぎつつ、まちづくりの視点を重視し、「**障害の有無によらず、誰もが地域社会の一員として共生するまちづくり**」を基本理念とする。

2 計画の目標

- 目標Ⅰ 共に過ごし、理解し合える地域をつくる
- 目標Ⅱ 地域で安心して暮らせるための支援体制をつくる
- 目標Ⅲ 希望に応じ社会参加できる環境をつくる

第5章 計画の体系と各施策

※新たな記載事項に下線を付記。

目標Ⅰ 共に過ごし、理解し合える地域をつくる

幼少期から障害の有無で分断されないような環境をつくり、障害のある人もない人も相互に理解を深めていくとともに、いかなる差別や虐待も受けることのない地域づくりを進めていく。

施策	主な取り組み	
1 理解と交流の促進	(1) 啓発・広報活動の充実	・当事者の参画を得た出前講座の実施 ・学校教育における交流教育・体験教育の実施
	(2) 交流の場の充実や支え合いの推進	・地域社会への参加やインクルージョンを推進する団体への支援
2 権利擁護の推進	(1) 差別解消の推進	・民間企業の合理的配慮の提供に関する相談先の周知
	(2) 虐待防止の推進	・虐待通報受付から事実確認、被虐待者の保護、養護者への支援
	(3) 障害のある人の意見の反映	・障害のある人や家族の協議会等への参画促進
	(4) 意思決定の支援	・帯広市成年後見支援センター「みまもーる」との連携

目標Ⅱ 地域で安心して暮らせるための支援体制をつくる

当事者だけでなくお世話をする人が負担や孤立を感じないよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援や、相談支援・生活支援の体制を整備するとともに、医療的ケア児等支援法に基づく必要な措置を講じる。

施策	主な取り組み	
3 相談支援と情報提供の充実	(1) 相談支援の充実	・解決が困難な課題を抱える家庭への支援に当たり、包括的な支援体制を構築
	(2) 情報提供体制の充実とアクセシビリティの向上	・デジタル技術等の活用による障害特性に応じた情報アクセシビリティの向上
	(3) 意思疎通の支援	・手話や要約筆記などの人材の育成や派遣
4 生活支援の充実	(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実	・障害福祉サービス等の従事者への研修の実施
	(2) 生活支援・在宅支援の充実	・地域生活支援拠点等の効果的な運用 ・障害のある人の介護者の休息を目的とした短期入所等の事業所の確保 ・住宅確保要配慮者に係る関係機関との協議の場の設置 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置 ・医療的ケアの必要な人に対する通所や非常時の支援の検討
		(3) 保健・医療の充実
5 療育・教育の充実	(1) 相談支援体制の整備	・医療的ケアを必要とする児童等に対する支援の検討
	(2) 療育施策の充実	・通所支援事業所の支援の質の向上や人材育成
	(3) 保育・教育施策の充実	・教職員等への研修の実施や福祉関係者との連携推進
6 安全・安心な生活環境の整備促進	(1) 暮らしやすい環境への支援	・バリアフリー対応状況についての情報提供
	(2) 防災体制の整備	・福祉専門職等との協力による個別避難計画の策定等

目標Ⅲ 希望に応じ社会参加できる環境をつくる

就労等の経済活動や、気の合う仲間とともに興じる余暇活動等、希望に応じて自由に社会参加できる環境をつくる。

施策	主な取り組み	
7 社会活動の充実	(1) 地域活動への参加促進	・地域のイベント等に関し、配慮の内容も含めた分かりやすい情報発信 ・障害のある人が役割を持って参加できる機会の創出
	(2) 生涯学習活動の促進	・障害の有無によらず誰でも参加可能なスポーツ等の普及を促進
8 就労支援の充実	(1) 雇用の促進	・障害者雇用に係る課題の把握や解決を図るための支援
	(2) 福祉的就労支援の充実	・福祉就労の課題解決に向けた協議の場の充実

第6章 サービス等の実施状況と見込量

〇障害福祉サービス等の実施状況と見込量

第六期帯広市障害福祉計画で定めた障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業の見込量に対する実施状況と、計画期間（令和6年度～令和11年度）に必要なそれぞれの1か月あたりの見込量を設定する。

〇障害福祉サービス等の確保のための方策

関係機関との連携により、地域で生活する障害のある人の状況の把握や、人材の確保、サービスの質の向上などサービス提供の基盤整備に取り組むほか、障害福祉サービス事業所に対し、計画の進捗状況やサービス申請及び支給決定状況などの情報を提供し、情報の共有化を図る。

第7章 計画の推進体制

1 推進体制

帯広市地域自立支援協議会のほか、障害福祉サービス事業者、当事者団体、地域住民や民間企業など、幅広い主体と連携しながら、取り組みを推進する。

2 進捗管理

目標ごとに指標を設け、PDCAサイクルの考え方に基づき、定期的に取り組みの効果や進捗状況等の分析・評価を行い、帯広市健康生活支援審議会及び帯広市地域自立支援協議会に報告する。

3 成果指標

目標	指標名	基準値 (R4)	目標値 (R11)
Ⅰ	障害者週間記念事業への参加者数	211人	211人
	協議会における当事者・家族の参画回数	1回	5回
	出前講座の実施回数	40回	47回
Ⅱ	施設入所者の地域生活移行者数	2人	累計18人
	地域生活支援拠点の相談支援事業所と短期入所事業所の登録率	未実施	100%
	地域生活支援拠点におけるコーディネーターの配置	未配置	配置
	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施件数	未実施	累計12件
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを協議する場の設置	未設置	設置
	医療的ケア児等コーディネーターの継続的配置	配置	配置
	居宅訪問型児童発達支援事業所の維持	1箇所	1箇所
Ⅲ	教員の帯広市地域自立支援協議会への参加者数	未実施	累計39人
	障害者雇用率を達成した市内企業の割合	49.6%	56.6%
	就労移行支援事業等から一般就労への移行	16件	30件
	就労事業所や一般企業を対象とした研修の実施回数	49回	49回
	市内地域活動支援センターの利用者数	2,531人	5,334人